

■成人用肺炎球菌予防接種について

令和8年度より、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)が高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして位置付けられました。これまで使用していた、23価莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)は定期接種としては認められませんので、接種にあたっては十分にご注意ください。

また、これに伴い自己負担額が3,500円に変更となります。

	使用ワクチン	自己負担額
～R8.3.31	23価莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)	3,000円
R8.4.1～	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)	3,500円

■子宮頸がん予防接種について

令和6年度でキャッチアップ接種が終了し、条件付きでの接種期間が延長も終了しました。また、令和8年度より定期接種として認められるワクチンはシルガード9のみとなりますので、ご注意ください。なお、定期接種の接種勧奨として小学6年生の女子を対象に学校を通じて接種勧奨を行います。

■風しん予防接種助成事業について

本事業については令和8年度も引き続き実施します。風しん予防接種助成事業を実施する医療機関については別途実施に関する通知を行います。

■MRの延長について

令和7年度当初にMRワクチンの供給量低下によりやむを得ず予防接種を受けることが出来なかった対象者の方について、特例措置として予防接種期間の延長が厚労省より発出されました。対象となるのは以下の通りです。

麻しん・風しん(MR)	具体的な対象となる方
第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した児
第2期	令和6年度に小学校就学前の年長児であった児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生)
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方

上記に該当する方について、接種対象期間を延長し、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、定期の予防接種として公費で接種を受けられます。

対象者には令和7年度に個別通知等により周知を行っております。特に、風疹5期の対象者に対しは「風疹第5期定期予防接種対象者確認書」及び予診票を個別に送付しておりますことを申し添えます。※令和8年度中の再送付は致しません。紛失された場合は再交付となりますので健康課へご連絡くださいますようお願いいたします。

■帯状疱疹予防接種（定期接種）について

令和7年度に引き続き、対象者には4月中に緑色の封筒で通知を発送予定です。通知には接種済証を同封して、接種の際には医療機関に持参するようお知らせしていますので、生年月日と済証をもって定期接種対象者であることを確認してください。

①朝倉市に住民登録があり、これまでに帯状疱疹ワクチンの接種を一度も受けたことがない人で、

令和8年度中に65・70・75・80・85・90・95歳・100歳になる方

②60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。

（自己負担額）接種するワクチンによって回数と自己負担額が異なります。

	乾燥弱毒性生水痘ワクチン 製品名：ピケン（生ワクチン）	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 製品名：シングリックス（不活化ワクチン）
接種回数	1回	2回
自己負担額	3,000円	6,000円/回

※生活保護受給者は自己負担免除となります。その他の高齢者の予防接種と同じく、生活保護受給証明書を提出いただく必要があります。証明書の交付についてのお尋ねがあった際は、福祉事務所保護係（本庁地階）へのご案内をお願いします。※交付手数料は無料です。

※帯状疱疹予防接種予診票では、予診票下部にある予防接種希望書の接種者氏名（自署）を本人が自署できない場合は、代筆者が署名できることとしておりますが、その際は、代筆者が被接種者名を署名し、併せて代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載していただくよう、再度ご確認ください。

■帯状疱疹予防接種（任意接種に対する費用助成）について

令和5年度より開始した接種費用の一部助成について、50歳以上の定期接種対象者を除く朝倉市民に限り令和8年度も引き続き実施いたします。

当事業は、任意予防接種（予防接種法に基づかない予防接種）に対して行う費用助成です。予防接種を実施する前に、ワクチンの効果と副反応のリスクを説明してください。

	乾燥弱毒生水痘ワクチン 製品名：ピケン（生ワクチン）	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 製品名：シングリックス（不活化ワクチン）
助成回数	1回	2回まで
助成金額	3,000円 ただし、予防接種料金が3,000円未満のときは、接種料金の額。	10,000円/回 ただし、予防接種料金が10,000円未満のときは、接種料金の額。

■日本脳炎予防接種の経過措置について

②予防接種法実施規則附則第3条の対象者

平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方で、日本脳炎1期・2期の予防接種が終了していない20歳未満の者。

※対象者の年齢を十分に確認した上で、接種を実施してください。

■保護者以外が接種に同伴する際の委任状について

子どもの定期予防接種にあたっては、原則、保護者の同伴を必要としますが、保護者が特段の理由により同伴できない場合、お子さんの普段の健康状態をよく知る親族（祖父母等）に同伴を委任することができます。この場合、委任状が必要となります。

※委任状様式は、予診票の裏面に印刷しております。以前の予診票を使用させていただいて構いませんが、予診票の裏面に委任状様式が印刷されていない場合は、様式をコピーしてご使用ください。

また、児童相談所長等が親権を行う者として予防接種を行うにあたっての同意ができるようになっておりますので、いま一度ご確認ください。

※保護者とは、予防接種法第二条において「親権を行う者又は後見人」とされており、原則、被接種者の父母または後見人をいいます。

※アプリを利用された方の委任状につきましては、委任状のみの様式を添付しておりますので、ご活用ください。

■母子（親子）健康手帳への予防接種の記録について

小児（13歳未満の者）に予防接種を行う場合は、接種時に母子健康手帳の提示を求め、接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録欄に記録をしてください。

なお、13歳以上の者に接種する場合は、母子健康手帳に予防接種の記録欄に記録する代わりに「様式3 朝倉市予防接種済証」を交付することで接種することは可能です。

母子健康手帳を紛失された場合、13歳未満の者には健康課で再交付を行います。また、13歳以上の者については予防接種の接種履歴を交付していますので、紛失された方にご説明をお願いします。

《その他》

- ・3月分の予診票は、年度末となるため請求漏れがないようにご提出をお願いします。
- ・高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス予診票等は9月に配布します。
- ・令和7年度より、母子手帳アプリを利用した予診票のデジタル化を推進します。保護者のアプリから予診票を提出いただくことで、市への報告や請求が直接行えるようになります。詳しく話が聞きたい、導入を検討したいという医療機関がございましたら、市へ申し出ていただくことで個別に説明に伺います。是非ご連絡ください。

令和7年度の請求漏れはありませんか？

3月分請求の前に今一度ご確認ください。